

## コレEカード会員規約

### 第1条(目的)

本規約は、株式会社ゆめカード(以下、「当社」という)が管理及び運営する「コレEカード」によるお取引について規定するもので、会員がコレEカード加盟店(大村街づくり株式会社および大村街づくり株式会社と提携した加盟店、以下「加盟店」という)でコレEカードを使用して「コレEマネー」を利用するにあたり適用されるものとします。

なお、コレEカードサービスに付随あるいは関連して当社または加盟店が提供するサービスについては、本規約と併せて当社または加盟店が別に定める規約が適用されるものとします。

### 第2条(定義)

本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

- (1)コレEマネーとは、当社が発行し、コレEカードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
- (2)コレEカードサービスとは、会員が物品・サービス・権利・ソフトウェア等の商品(以下、「商品」という)の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりコレEカードにチャージされたコレEマネーを利用することで、加盟店より商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
- (3)コレEカード機能とは、コレEカードサービスを受けられる機能のことをいいます。
- (4)チャージとは、第14条に定める方法により、会員がコレEカードにコレEマネーを加算することをいいます。
- (5)コレEマネー残高とは、会員が利用可能なコレEマネーの量をいいます。
- (6)事後登録型カードとは、事後的にお客様情報の登録(以下、「利用登録」という)を行うことを条件として配布されたカードの事をいいます。

### 第3条(会員資格)

会員とは、16歳以上の個人で、本規約を承認の上、原則として申込者より入会の申込みをされ、当社が入会を承認した方をいいます。ただし、事後登録型カードについては、利用登録が完了し、反映される前にチャージが発生した場合、チャージ発生日を会員登録日とみなします。

### 第4条(カード発行)

- (1)コレEカードは、加盟店の店頭で会員に対し貸与するものとします。但し、コレEカード発行時に発行手数料として当社業務提携先である大村街づくり株式会社へ100円(税込)を支払うものとします。
- (2)コレEカードは本人のみが利用できるものとし、他人に貸与、譲渡することはできません。
- (3)コレEカードは会員お一人につき1枚とさせていただきます。
- (4)コレEカードは会員が脱会するか、もしくは会員の資格が喪失されるまで有効とします。

### 第5条(カード紛失・盗難等の再発行)

- (1)紛失・盗難によりコレEカードが再発行された場合、当社によるコレEカードの利用停止措置が完了した時点のコレEマネー残高が再発行されたコレEカードに引き継がれるものとします。
- (2)会員がコレEカードの紛失・盗難等を申し出てから当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。ただし、利用登録前のカードを紛失・盗難にあわれた場合、利用停止措置をお取りすることはできません。また、その場合、なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任をおいしません。なお、利用停止措置が完了する前に、コレEマネー残高を第三者により利用された場合、または、その他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負いません。
- (3)会員が紛失・盗難届出時にコレEマネー残高がある旨の申し出をしなかった場合、当社は一切の責任を負いません。
- (4)紛失・盗難によるコレEカード再発行時、再発行手数料として当社業務提携先である大村街づくり株式会

社へ100円(税込)を支払うものとします。

#### 第6条(会員の特典)

- (1)加盟店において、精算前にカードを提示いただいた場合に限り、本規定に従い会員にコレEポイントを加算し、加算されたコレEポイントを本規定に従い利用できるものとします。ただし、利用登録前のカードには、ポイントは加算されますが、利用はできません。
- (2)コレEポイントが加算できるお支払方法は、コレEマネー(電子マネー)のみとします。
- (3)精算の際、カードの提示がない場合は、コレEポイントは加算できないものとします。
- (4)コレEポイントの対象とならない商品、役務等は以下の通りとします。
  - ①コレEポイント加盟店契約のないテナント
  - ②自動販売機の商品、タバコ、箱代、送料等
  - ③商品券・ギフト券・プリペイドカード・チケット・切手・印紙等の金券類
  - ④その他当社がコレEポイント加算の対象外と指定する売場・催事・商品・役務・売掛金の入金等
- (5)大村街づくり株式会社が指定した値引券・割引券を利用して商品等を購入した場合、値引券・割引券等のご利用金額にはコレEポイントは加算しません。

#### 第7条(コレEポイントの消滅)

コレEポイントの最終加算日から1年間、コレEポイントの加算がない場合、それまで積み立てたコレEポイントは自動的に失効し消滅するものとします。

#### 第8条(コレEポイントの利用)

- (1)コレEポイントは500ポイントになると500円分のお買物値引券として当社の定めた方法にて発行し、指定する利用期間内で当社の定める方法にて利用できるものとします。
- (2)お買物割引券の紛失・盗難・汚損・破損等による再発行は行いません。紛失・盗難が発生した場合、発行店および当社は、一切の責任を負いません。
- (3)利用登録前のカードには、ポイントは加算されますが、利用登録後にポイントが利用できます。

#### 第9条(会員情報の変更)

会員は、住所・氏名・電話番号等の変更があった場合、すみやかに当社へ届け出るものとします。

#### 第10条(会員資格の喪失)

会員は、本規約に違反した場合、ただちに会員資格を喪失するものとします。

#### 第11条(脱会)

- (1)会員は、随時脱会できるものとし、脱会に際しては、当社に脱会の申請とカードの返却または破棄を行うものとします。
- (2)事後登録カードは、90日以内に利用登録されない場合、カードを停止し、その後30日以内にも利用登録がされない場合は、脱会するものとしコレEマネー残高は利用できなくなります。コレEマネー残高がある場合の所有権の帰属については、当社はその責任を負いません。

#### 第12条(会員規約の改定)

本規約に関する重要な事項・特典等を変更・廃止する場合は、当社は会員に変更事項を通知もしくは告知します。当社が変更事項を通知もしくは告知した後、会員がコレEカードサービスを利用した場合又は脱会の申し出がなかった場合は、変更事項は承認されたものとしたします。

#### 第13条(不正使用等の禁止)

会員は、コレEカードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をしてはなりません。

#### 第14条(チャージ)

- (1)会員は、コレEマネーマークの掲示された加盟店のレジ等にて1,000円単位でチャージすることができ、一度のチャージ限度額は49,000円以下とします。

(2)会員は、1枚のコレEカードに対して、コレEマネー残高が10万円超となるチャージはできません。

#### **第15条(コレEカードサービスの利用)**

(1)会員は、加盟店でコレEカードサービスを利用して商品等の購入をすることができます。ただし、商品券その他の金券類・はがき・切手・印紙類・その他の当社が別途定める一部の商品について、利用を制限する場合があります。

(2)会員が加盟店でコレEカードサービスを利用して商品等を購入する場合、コレEマネー残高から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計金額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。

(3)会員は、加盟店において、商品等を購入する場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法とコレEマネーを併用することができるものとします。コレEマネー残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。

(4)会員が加盟店において商品等を購入する場合に利用できるコレEカードの枚数は1枚に限ります。

(5)会員は、コレEマネーサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるコレEマネー残高を照合し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場でコレEマネー利用加盟店に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該コレEマネー残高について誤りがないことを了承したものとします。

#### **第16条(コレEマネー残高)**

(1)コレEマネー残高は、コレEカードサービス利用時のレシート、コレEカード会員サイト(携帯サイト)、第27条に記載の当社お客様相談室へのお問合せにて照会することができるものとします。

(2)最後にコレEカードサービスを利用した日および最後にチャージした日は、コレEカード会員サイト(携帯サイト)、第24条に記載の当社お客様相談室へのお問い合わせにて照会できるものとします。

#### **第17条(コレEマネーの合算)**

会員は、当社が認めた場合を除き、コレEマネーを他のカードに移行することはできません。

#### **第18条(コレEカードサービスが利用できない場合)**

会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、コレEカードサービスを利用すること、ならびにコレEマネー残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。

(1)当社がコレEカードサービスを提供するシステムに故障が生じた場合およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。

(2)コレEカードの破損、または加盟店の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。

(3)その他やむを得ない事由のある場合。

#### **第19条(換金等不可)**

第22条の場合を除き、コレEマネーの換金または現金の払戻しはできません。

#### **第20条(紛議)**

(1)会員が、コレEカードサービスを利用して購入した商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、商品購入店舗との間で解決するものとします。

(2)前項の場合においても、会員は、コレEマネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

#### **第21条(個人情報の収集・利用)**

会員は、氏名・生年月日・住所・電話番号等、会員が申込時に当社に届け出た事項およびコレEカードサービスの利用履歴等の情報(以下、「個人情報」という)を、当社がコレEカード会員規約に定める「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に記載した利用・共同利用の目的のため、必要な保護処置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

#### **第22条(コレEカードサービスの終了)**

(1)当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、コレEカードサービスを全面的に終了することができるものとします。

①社会情勢の変化

②法令の改廃

③その他当社のやむを得ない都合による場合

(2)前項の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、コレEマネー残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから2年経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

### **第 23 条(制限責任)**

第 18 条に定める理由およびその他の理由により、会員がコレEカードサービスを利用することができないことと当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負いません。(当該不利益または損害が当社の故意または重大過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負いません。)

### **第 24 条(通知の到達)**

当社が、会員に対して通知を行うにあたり、郵便、電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を発送すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到着するであろうときに到達したものとみなします。

### **第 25 条(業務委託)**

当社は、本規約に基づくコレEカードサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

### **第 26 条(合意管轄裁判所)**

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、その訴額に応じ、被告の住所もしくは本社所在地を管轄する簡易裁判所もしくは地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

### **第 27 条(お問合せ窓口)**

本規約についてのお問合せ、ご相談窓口は、下記とします。

株式会社ゆめカード お客様相談室

TEL 0570-783-484 (有料・着信先広島市内)

※平成 31 年 3 月 1 日より、本改訂版を施行する。

コレEカード会員規約 2019 v1.0.1

## 個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

### 第1条（個人情報の収集・保有・利用・預託）

(1)カード入会申込者および会員（以下「会員」という）は、本申込みおよび株式会社ゆめカード（以下「当社」という）のマーケティング活動のため以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を当社が保護措置を講じた上で収集・利用・預託することに同意するものとします。

- ①所定の申込書に会員が記載した申込者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号および申込者が申告した事項
- ②本申込みに関する申込日、契約日、お買上に関する情報

(2)会員は、当社が下記の目的のため（1）の個人情報を利用することに同意するものとします。

<利用の目的>

- ①業務情報あるいは商品のお知らせ、関連するアフターサービスを行うために利用する場合
- ②市場調査・商品開発を行うために利用する場合
- ③事業に関する宣伝物・印刷物の送付等を行うために利用する場合
- ④当社の宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託し行うために利用する場合

<個人情報を利用する当社の事業と利用の目的>

クレジットカード業務、前払式証票発行業務、旅行代理店事業、保険代理店事業、証券代理店事業、通信販売事業、金券ショップ・チケット販売事業：①②③④  
貸金事業、リース事業：②③④

(3)会員は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のために必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

(4)上記の（1）（2）の利用期間は、原則として会員がカード会員でなくなった日から1年を超えない期間とします。

### 第2条（個人情報の提供・利用）

会員は、当社が第1条（1）の個人情報を保護措置を講じた上で下記の当社提携先に提供し当社提携先が下記の目的のために利用することに同意するものとします。

<個人情報を利用する提携先とその事業>

大村街づくり株式会社　　ディベロッパー

〒856-0831 長崎県大村市東本町 604（電話番号）0957-51-0620

<利用の目的>

- ①提携先が独自のポイントを付与する場合、当該ポイントの計算と管理
- ②業務情報あるいは商品のお知らせ、関連するアフターサービスを行うために利用する場合
- ③市場調査・商品開発を行うために利用する場合
- ④事業に関する宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託し行うために利用する場合

### 第3条（個人情報の開示等）

(1)会員は、当社に対して、自己に関する個人情報の利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去および第三者への提供の停止（以下「開示等」という）を請求することができます。

(2)万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

(3)当社は、開示請求に際して、その実施に関する実費を申し受けることがあります。

### 第4条（本同意条項に不同意の場合）

当社への個人情報の提供は任意ですが、会員が本申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本申込をお断りすることがあります。ただし、本同意条項第1条（2）に同意しない場合でも、これを理由に当社が申込をお断りすることはありません。

## **第5条（利用・提供中止の申出）**

本同意条項第1条(2)による同意を得た範囲内で当社が該当情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、提供先への提供を中止する措置をとります。

## **第6条（お問合せ窓口）**

個人情報に関するお問合せや、開示等の申出等に関しましては下記までお願いします。

株式会社 ゆめカード お客様相談室

〒732-8570 広島市東区二葉の里三丁目3番1号

（電話番号）0570-783-484（有料）

なお、当社の個人情報保護管理者は、個人情報安全管理委員会担当取締役です。